

条例見直し調書

作成年度

平成20年度

条例名		神奈川県立総合療育相談センター条例	
条例番号	平成7年神奈川県条例第58号	法規集	第6編第1章第7節
所管部局室課	保健福祉部子ども家庭課		
条例の概要	身体障害者福祉法第11条に基づく身体障害者更生相談所及び知的障害者福祉法第12条に基づく知的障害者更生相談所のほか、児童及び身体障害者、知的障害者に対して診療、療育訓練等を実施するための施設である神奈川県立総合療育相談センターの設置、管理等に関し必要な事項を定めている。		
検討	視点	検討内容	備考
	必要性 現在でも必要な条例か。	身体障害者更生相談所及び知的障害者更生相談所については、県の必置の施設であり、本条例は必須である。診療・療育部門については、「発達障害者支援法(平成17年施行)」及び「障害者自立支援法(平成18年施行)」により、専門性の発揮と広域的な視点での市町村等に対する後方支援が求められている。よって、本条例は必要である。	
	有効性 現行の内容で課題が解決できるか。	身体障害者更生相談所及び知的障害者更生相談所は、県の必置の施設であり、身体障害者及び知的障害者に関する総合的な相談、判定、指導等を行っている。診療・療育部門は、平成19年3月策定の「神奈川県障害福祉計画」における障害児等療育支援事業を担う施設として、地域の療育機関に対する巡回支援等、県施設として専門性、広域性の高い支援を行っている。現行の本条例の内容で機能しており、有効性が認められる。	平成19年度実績 ・身体障害者更生相談所相談件数 3,651件 ・知的障害者更生相談所相談件数 1,407件 ・障害児等療育支援事業巡回療育相談 延べ317件
	効率性 現行の内容で効率的といえるか。	障害者更生相談所機能、診療・療育機能等を統合し、効率的な運営を図るとともに、総合的な支援を行い、変化する課題に応じている。	
	基本方針適合性 県政の基本的な方針に適合しているか。	身体障害者更生相談所及び知的障害者更生相談所については、県の必置の施設について必要な事項を定めたものであり、県の基本方針と齟齬をきたすものではない。診療・療育部門については、「神奈川県障害福祉計画」において、障害児等療育支援事業を担う施設にされる等、県の基本方針と適合している。	
	適法性 憲法、法令に抵触しないか。	地方自治法第244条の2の規定に基づく条例であり、憲法、法令に抵触しない。	
見直し結果	改正・廃止の必要はない。 改正・廃止を検討する。	理由 現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止の必要はない。	特記事項
次回見直し予定	平成25年度	見直し規定の有無	有 無